

Title	書評：藤森智子著『日本統治下台湾の「国語」普及運動： 国語講習所の成立とその影響』慶應義塾大学出版会、2016年
Sub Title	
Author	所澤, 潤(Shozawa, Jun)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2017
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.22 (2017. 7) ,p.125- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20170701-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：藤森智子著

『日本統治下台湾の「国語」普及運動——国語講習所の成立とその影響』

慶應義塾大学出版会、2016年

所澤 潤

台湾に日本語が広く普及したのは、社会教育の力によるところが大きかった。そのような研究成果が示すところに、評者が素朴な驚きを感じたということ、を、まず述べておきたい。しかし、それとともに、恐らくその通りだったのだろうと思ったことも付け加えたい。というのは、評者が1990年代にフィールドワークをしていて出会った日本語世代の方々の多くが国語講習所の存在を知っており、中には教師をした経験のある方もいたからである。

国語講習所は1930年頃から台湾各地に設けられた社会教育機関で、統治最後の10年間、国語の浸透の役割を担っていた。本書によれば、台北州のピーク時である1940年には、台北州内に6500箇所以上が設置され、20万人以上の台湾人が学んでいた。同年の州内の人口は『台湾省五十一年来統計提要』（1946年、台湾省行政長官公署統計室、83頁）によれば119万人強（内地人を含む）であったので、それは瞠目すべき数であろう。

国語講習所とその類縁機関は、社会教育の機関であったためであろうが、全容の解明が遅れていた。『台湾教育沿革史』（1939年、1044頁以下）に1937年までの展開の概要が書かれているが、それ以上のことは、これまで台湾の日本統治時代史研究で著名な呉文星氏が、その著『日治時期台湾的社会領導階層』（五南図書、2008年、台北。初版は1992年、正中書局。邦訳は評者の監訳で『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』、財団法人交流協会、2010年）で制度的側面を概説した以外、ほとんど研究がなかった。

本書は、国語講習所の政策と国語普及運動が台湾社会に与えた影響を、個人の家庭状況にまで深く踏み込んだレベルで実証的に明らかにした労作であるが、また台湾史研究の大きな空白を埋めたものでもある。本書を貫く筋道は、台湾社会への国語の浸透のために国語講習所を設置したところ、公民的教養の育成が進行し、それが戦後の台湾社会の基盤となった、というものである。この見方自体は台湾に関わっている研究者たちにはあまり違和感のあるものではないかもしれない。しかし、その主張の根拠を得ることは容易ではなく、そのために著者は州・庁レベルの訓令だけでなく、一級の文書資料である国語講習所の教職員履歴書、日誌、教案や、附設された公学校の学校沿革誌（手稿本）を見つけ出し、さらには1990年代後半に、講師・講習生経験者を採訪して個人の思い出をたぐり、家庭環境や気持ち・経験にも踏み込んでいった。日本語世代の方々が折に触れて断片的に語っていた国語講習所が、そうした資料に基づいて語られたということは、学界への大きな貢献である。

こうして探り出された実態は大変興味深いものである。教師は、「生徒ニ読マセ上手ナ者ハ

拍手シテ褒メテ喜バセル」(教案、242 頁) というような教育技術が使える水準にあった。通った講習生には、台湾社会の「周縁化された人々」がかなりいて、著者が採訪した対象者のなかには、貧困な家庭だった人たち、かつての台湾の風習の「童養媳」「養女」(201 頁以下、265 頁以下) だった人たちがいた。国語講習所が教育を受ける唯一の機会だった人もいた(266、311 頁)。講習所に通った動機は、日本語習得にとどまらず、学校で勉強したい、仕事を得る可能性を掴みたい、国語常用家庭に認定されたい、社会的階層を上昇させたいなど様々であった。講習所には「仲間がいる」という「楽し」さがあり、それも通う動機であった(299 頁以下)。

学んだ内容は、日本語の言語的側面に止まっていなかった。学校教育と同様に国語、唱歌、算術もあった。時間観念、遵法観念、現代的衛生観念も学んでいた(209 頁、2247 頁以下など) が、その 3 点は中学一年用国定教科書『認識台湾(歴史篇)』(1997 学年度から 2003 学年度まで使用) で、日本統治の肯定的側面として取り上げられていたものである。ところが講習の内容・様子には(248 頁、272 頁、301 頁ほか) それらと同様の重みで、今の日本人が親近感を持つ台湾人の礼儀や物腰なども含まれていた。中でも人を見ても無視しない、訪問客があってもすぐ家に入らない(来客を迎える意味) など(208 頁) は当時の台湾社会の実情を思わせる。また、それらのことは同教科書には指摘されていないのだが、やはり国語講習所の教育を通して台湾社会の隅々にまで浸透し、次の世代にまで継承されたものなのではないかと思われた。

本書は、序章、第一部全 4 章、第二部全 4 章、及び終章からなっている。序章では本書の主題、課題、方法を説明する。第一部「台湾総督府の国語普及政策」は概ね制度史であり、第二部「台湾における国語普及運動の実際」は実態史である。そして終章で本書を総括する。

制度史を扱った第一部は、第 1 章で国語普及政策の概要、第 2 章で 1930 年代初期、第 3 章で 1930 年代後期から 1945 年までを取り上げる。両章は、前述の呉氏の先行研究で概述された概略的な制度史を補完精緻化して全体的見通しを作り出している(邦訳 421-500 頁)。第 4 章では使用教科書を分析し、それによって講習の実態を探っている。第一部全体の結論は、国語講習所がその存続期間、一貫して「日本精神の涵養」を行い、併せて「公民精神の涵養」を行っていたというものである。

第二部は、第 5 章から第 8 章までの 4 章からなり、第一部の結論を受けて、国語講習所とその類縁機関の個別例を分析しながら、その実態を明らかにする。各章は、行政的に地理的に中心から周縁へという順に配列されている。第 5 章が台北市近郊の三峡庄の事例、第 6 章が台北州の農村地帯である基隆郡萬里庄溪底村の事例、第 7 章で客家(ハッカ)の集住地域である新竹州関西庄の事例、第 8 章で南部の高雄州の離島である小琉球の事例である。

事例は、国語講習所とその類縁機関の多様性を浮き彫りにしている。国語練習会から発展して設けられた例、公学校併設の夜学であった例、公学校と同等内容を昼間教えていた例がある。また短期講習の簡易国語講習所の例、国語講習所の下部機関としての全村学校の例(第 8 章)なども掲げられている。そして重要なのは、インタビューから知ることのできた講習の様子が、著者の見つけ出した教職員履歴書(第 5 章、8 章)、前述の教案、日誌(半年分)及び公学校沿

革誌（第7章）によってかなりよく裏付けられていることである。

以上第二部各章で見出された各種各様の事例をとおして、著者は何回か次のことを述べる。すなわち、講習所の教育は、台湾社会側が意図した公民的教養が広く教えられており、台湾総督府側の意図と「ずれ」があった（208頁、279頁、311頁など）。この「ずれ」をもとに著者は国語講習所の歴史的評価を行っているので、後に別の角度から検討することにした。

終章は、第一部、第二部の分析と検討をまとめているが、そのなかから国語講習所とその類縁機関の果たした機能という点を抽出すれば、次の点が挙げられる。戦後までを見通せば、第1に、公民的教養を台湾の隅々に浸透させ、それが戦後の台湾社会に継承された。第2に、台湾人に日常言語とは異なる「国語」という概念を形成し、戦後国語が切り換わった際に標準中国語の普及に寄与した。次に日本統治下に限れば、第1に、初等教育の学校と両輪になって台湾の隅々に日本語と初等普通教育を浸透させた。第2に、近代化を台湾社会の隅々に浸透させた。そのほか、第8章までに言及がない点だが、国語講習所は、結果的に戦時体制の動員を容易にし、徴兵制度実施に都合がよいものであったという点が挙げられている。

評者がここで「ずれ」を取り上げる理由は、著者が冒頭で「植民地支配は許されることではない」と表明したこと（7頁）と、著者の国語講習所の歴史的評価とが結びついているのではないかと、疑問を抱いたことにある。著者が前提を表明してあることによって、次のような明示されていない筋道が読み取れる。植民地であるからには台湾総督府側と台湾社会側の対峙が生まれる。対峙しているから双方の意図には「ずれ」が生じる。日本統治が終了したことで「ずれ」が精算される。すると、かつて台湾社会側が意図したものだけが生き残る。

著者が言う「ずれ」は、国語講習所に日本精神の涵養と国民を作り出すという2つの機能があったということからあぶり出されたものなので、そのことを読み解いていきたい。

著者は、国語講習所が「日本精神を涵養する場と規定されていた」（8頁）と序章で述べ、さらに国語習得について、「国語の習得により日本精神を涵養し、日本国民を作り出すというのが総督府の意図であった」（8頁）と述べる。しかしそれは法的に規定された意味ではなく、著者が次のようなことを根拠に導き出したものである。法的な規定は、台北州の場合、州レベルの訓令中に「国語ヲ常用セザル者ニ対シ国語ヲ習得セシメ兼ネテ公民的教養ヲナス」とされている。すなわち法的に規定された「目的」は、「国語」の教授と「公民的教養」の育成の2つだけで（60-64頁）、他の州・庁も概ね同様である。

にも関わらず、著者じゃ「日本精神を涵養〔すること〕」を国語講習所の目的・意図と判断をした。その根拠は、当時の『台湾日日新報』の記事中の「国語普及は正に国民精神作興のための第一の手段である」という表現にある（79頁）。訓令中には、国語講習所の目的として「国語ヲ習得」させることが規定されていたので、著者はその2つを結びつけ、目的・意図は国民精神の涵養だったと判断し、次にそれを日本精神の涵養に読み替えたのである。

著者は目的・意図として「日本国民を作り出す」も挙げているが、その根拠は台中州の訓令にある。他の州・庁訓令と異なる表現「特性ヲ涵養シ智能ヲ啓発シテ国民タルノ資質ヲ向上セ

シムル」があるが、それは台北州等では「公民的教養ヲナス」等と規定されている部分である。著者は、その対応によって「公民的教養」が「日本国民としての教養」に包含されると捉え（65 頁）、それに基づいて「公民的教養」を「日本国民を作り出す」と表現し直せると判断している。なお「日本国民を作り出す」の部分に国籍という点で問題があるので後に触れる。

著者はさらに、それらに並行する精神のレベルのことを論じようとする。著者は、あらたに「公民精神」という語を「公民的教養」にならって導入し、訓令中の「教育の目的」は、「日本精神の涵養」と「公民精神の涵養」の両方を包含しているとしている（66 頁）。著者は明示していないが、前述の 2 つの教養の包含関係を考えると、この 2 つの涵養も後者が前者に包含されているはずである。

以上の関係は、第 4 章（119 頁以降）で、「国民養成」と「公民養成」という類似表現が、教科書内容を示す語として現れたことで紛らわしくなっている。こちらの 2 つの相互関係は包含関係にあるのではなく、並列だからである。ここでいう「国民養成」は「大日本帝国の国民としての資質を養成する〔教材〕」（128 頁）に等しく、しかも終章に現れる「日本国民養成の要素」（333 頁）にも等しい。また著者は明示していないが、それらは教科書の内容であることから、いずれも「日本国民としての教養」（65 頁）に包含される部分集合なのである。ちなみに第六章に「日本国民の養成」という表現が現れる（208 頁）が、それは「日本国民としての教養」（「公民的教養」を含む）を生み出す教育のことであって、第 4 章の「国民養成」とは違う。

終章では、国語講習所は、戦後その活動のすべてが無に帰したわけではなく、戦後に継承される「公民的素養」を育成した（333 頁）とまとめているとみてよいだろう。その「公民的素養」とは「公民的教養」のうち統治者が替わっても適用できる部分である（333 頁）。そこに著者はある種の存在意義を見出しているように思われる。

さて、さきに評者が提起した疑問は次のように言い直すことができる。本書が「植民地支配」を源とする「ずれ」は悪だという判断で本書がまとめられているのではないか。しかし、著者が「ずれ」に「微妙な」と形容詞を付けたように（208 頁）、台湾社会側が育成を意図した「公民的教養」は台湾総督府側が育成を意図した「日本国民としての教養」の一部であった。とすると論の展開は適切だろうか、と評者は疑問に思うのである。次の 2 つの論点が見えてくる。

第 1 に、植民地支配下で双方の意図の食い違いによる「ずれ」が発生したにしても、その論の展開ににおいて著者は「ずれ」に悪だという評価を加味していないだろうか。どちらの意図も訓令中の「公民的教養」の部分に反映できるように、制度設計されていたように評者には思えるのだが、悪という思いがあって著者にはそのような見方ができなかったのではないか。

第 2 に、戦後「公民的素養」が「断絶」された（333 頁）というのは台湾社会にとってどのような事実を指すのだろうか。著者は、「ずれ」に該当する「日本国民養成の要素」の部分が、あってはならない悪であったから、戦後社会に継承されなかったと推論したのではないか。尤も著者も国語講習所に対する評価は揺れ動いているらしい。「日本国民養成の要素」が戦後台湾社会に「継承」されなかったのは主体的選択ではなく、国民党政権下で「断絶され」たため

だ（333頁）と言っているのである。であれば、もしその後残らなかったとみるにしても、自然消滅したのではなかったわけだから、国語講習所の活動は、台湾総督府の意図通りの成果をあげていたと評価する方が適切ではないか。

ところで、さきに触れた「国民を作り出す」の部分について付け加えなければならない。この表現は、台湾人がもともと日本国籍を持つ国民であったため、不適切である。ほかにも283頁には、小琉球島には「日本人は庄長や警察とその家族など一〇人前後しかおらず」と、現地人は日本人ではないかのように書かれており、やはり不適切である。不注意な誤りであろうが、政治的に利用される不安さえ感じさせられる。

最後に、疑問を4点投げておきたい。2点目以降は社会言語学的なものである。

第1に、国語講習所の増設は国庫補助金、州・庁予算による教育費の増大が影響していると述べている（107頁）が、ここでいう国庫補助金が、国庫とは言っても日本内地から来た経費ではなく、台湾総督府の負担するものであったように思われるのだが、どうだろうか。

第2に、著者は、国語講習所等による民衆の教化にあつては、「日本精神は総督府が意図するほど浸透〔せず〕、……日本語が民衆の母語となることはなかった」（328頁）とまとめているが妥当だろうか。成人して学ぶ言語が数年の学習で母語になることはそもそもあり得ないので、意味をなさない。当該部分は日本語が生活言語にならなかったのも、日本精神があまり浸透しなかったという意味かもしれないが、著者の真意は不明確である。なお、呉氏の前掲書は、日本語普及運動が長期にわたって実施されたにもかかわらず「日本語を常用する気風」は生まれず、「日本語が台湾語に取って代わって台湾人の生活言語になったわけでもなかった。……台湾人が日本語を学習しても同化されなかった」としている（邦訳508頁）。呉氏は日本語普及運動、著者は国語講習所という異なる文脈で、評価として述べているので、著者が呉氏の見解を踏襲したとはいえないが、それだけに却って明確な説明が求められる。

第3に、著者が9頁で台湾の日本化によって台湾の言語の「ピジン化」が起こったと指摘しているが、「宜蘭クレオール」など（真田信治・簡月真「台湾の日本語クレオール」『月刊言語』2008年6月、94-98頁）を踏まえているのだろうか。どの地域のどのような現象を指しているのか明瞭化することが求められる。

第4に、国語普及運動から国語常用運動への1937年頃の転換をきっかけに、教育内容や方法はどのように変化したのだろうか。国語常用とは、今日風に言えば日本語を第一言語に転換しようということなので、新しい教育方法の例としては、本書で制度のみ言及された「国語保育園」（47頁、290頁）、「特設国語講習所」（47頁）、「一家国語講習所」（111頁）などがあると思うのだが、本書が取り上げた国語講習所の例では、現場はどうだったのだろうか。

本書は、取り扱った内容と集積した事実の重要性から見て恐らく改訂の機会があるだろう。その際には評者の提起した問題を解決されることを望む。

（しよざわ じゅん 東京未来大学）